

令和 2 年度

第 1 回芽室町国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和 2 年 5 月 19 日（火） 19 時

場 所 芽室町中央公民館 2 階 講堂

住民生活課国保医療係

1 日時

令和2年5月19日(火) 19:00～20:04

2 場所

芽室町中央公民館 2階 講堂

3 出席委員

(1) 公益代表

村上委員、尾田委員、岡田委員、石塚委員

(2) 保険医・保険薬剤師代表

正木委員、上田委員

(3) 被保険者代表

小山委員、古出委員、鳥本委員、児玉委員

4 事務局出席者

藤野住民生活課長、側瀬住民課長補佐兼国保医療係長、塩原主査、佐藤主事、矢木主事

5 会議次第

(1) 開 会

(2) 町長あいさつ(佐野副町長)

(3) 会長及び会長代理者選出

(4) 会長あいさつ

(5) 会議録署名委員指名

(6) 報告事項

令和元年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて

(7) 町長諮問

(8) 議 事

第1号 国民健康保険税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について

第2号 新型コロナウイルスの影響により減収となる者に対する保険税減免措置に伴う芽室町国民健康税条例一部改正について

第3号 新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金の支給に伴う芽室町国民健康保険条例中一部改正について

(9) 会長答申

(10) 閉 会

6 会長及び会長代理者選出について

鳥本委員より事務局案の提出依頼があり、拍手多数により事務局案が採択され、会長に村上委員、会長代理者に尾田委員が選出された。

7 会議録署名委員指名

正木委員、小山委員が指名された。

8 報告事項について

【質疑・意見】

なし

9 議事について

- (1) 国民健康保険税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について

【質疑・意見】

なし

- (2) 新型コロナウイルスの影響により減収となる者に対する保険税減免措置に伴う芽室町国民健康税条例一部改正について

【質疑・意見】

村上会長

Q (資料6ページ) 3 減免内容②の「感染症の影響」とは、感染していなくてもいいということか。

A ②は感染したかどうかではなく、コロナの影響により所得が減少した方を対象とする。

Q 減額分、国保税の歳入が減少するのか。

A 税込としては減少するが、減免された保険税は10/10で特別調整交付金として国から補填される。歳入額全体に影響するものではない。

- (3) 新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金の支給に伴う芽室町国民健康保険条例中一部改正について

村上会長

Q 適用期間が1月1日からになっているが、芽室町では(感染者が報告されていないので)1月中は対象としなくてもよいのではないか。

A 感染疑いがある方も対象なので、遡って適用する可能性がある。

Q 可能性は低いのではないか。

A 芽室町としての可能性は低いと思うが、国の制度にのっとり、他の

市町村とも比較し、1月1日からとしたところである。

鳥本委員

Q 4日目から適用とあるが、3日間はどのように判断するのか。

A 労務に服することができなくなった日から起算する。傷病手当金制度は、もともと、国民健康保険制度ではなく、社会保険にはある制度で、社会保険では4日目から適用となっており、その考え方に準じている。

村上会長

Q 傷病手当金の原資は？

A 6月議会で補正予算を提案する予定である。該当する方には一度町から支払いし、後程、国から全額が補填される。

上田委員

Q 9月以降はどうなるか。

A 現在、国から通知によると一旦9月までになっているが、国が延長した場合は、本町も延長する可能性がある。

10 会長答申

質疑終了後、諮問のとおり改正してよいと全会一致で承認された。村上会長より、芽室町国民健康保険税条例及び芽室町国民健康保険条例の一部改正について、諮問のとおり改正することが適当であるとの別紙答申書をいただいた。

11 閉 会

以上、ここに署名する。

令和2年5月19日

会議録署名委員

正木 俊二

会議録署名委員

小山 智章